

平成27年11月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成27年11月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市市民会館第一会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		24番	藤原 昇一 委員
2番	飯田三津雄 委員		25番	横溝 哲夫 委員
3番	笠 幸夫 委員		26番	石井 孝雄 委員
4番	城戸 新 委員		27番	高山 憲行 委員
5番	古賀 誠一 委員		28番	柳 壽祥 委員
6番	田中 祥晃 委員		29番	土師 哲夫 委員
7番	吉富 巧 委員		30番	田中 弥生 委員
8番	安徳 高輔 委員		31番	日比生和雄 委員
9番	深川 嘉徳 委員		32番	権藤 年明 委員
10番	諸藤 澄夫 委員		33番	野村 邦昭 委員
11番	山口 好秀 委員		34番	久佐木利光 委員
12番	一木 英司 委員		35番	猪口 峯子 委員
14番	緒方 義範 委員		36番	菰田 盛行 委員
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員
19番	原 一夫 委員		41番	合戸 利弘 委員
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員
23番	古賀 義近 委員			

欠席委員は次のとおりである。

森崎 巨樹 委員

事務局の出席者は8名である。

議 長 それでは、11月の農業委員会総会を開催させていただきます。
まず、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明いたします。
議案書の1ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。
所有権移転、第2選挙区、1番から2ページの6番までの6件でございます。
第3選挙区、7番から3ページの10番までの4件でございます。
第4選挙区、11番から4ページの13番までの3件でございます。
第7選挙区、14番の1件でございます。
賃借権設定、第4選挙区、15番の1件です。
第6選挙区、16番、17番の2件でございます。
以上、1番から17番までの全ての申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、地域審査会において審査表を配付し、説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議 長 本議案の審議番号16番及び17番は新規就農者の取得案件でございますので、聞き取り調査の結果について地元副会長より報告をお願いいたします。
審議番号16番および17番は第6選挙区の案件でございますので、松延副会長から報告を受けたいと思います。

松延副会長 皆さん、おはようございます。
では、審議番号16番と17番につきまして新規就農のため地域審査会においてヒアリングを行いましたので説明させていただきます。
申請人は廃棄物処理業の****です。代表取締役の****さんは既に農業の経験があり、マンゴーやキンカンの栽培も取り組んでいました。今後は、会社として

取り組み、個人として取り組んでいたマンゴー・キンカンのほか、ブドウについても取り組む計画で、収益性の高い農業を目指していきたいとのことでした。

技術指導については、JA、普及センターや友人から指導を受ける計画で、販売については道の駅やスーパーでの販売を計画しています。

会社の体制もとれ、やる気もあると見受けられるため、地域審査会では問題ないと判断いたしております。御審議よろしくお願いたします。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。
審議番号16番および17番は解除条件付貸借契約となっていますので、事務局に補足説明を求めたいと思います。

事務局補足説明

議 長 説明が終わりましたが、おわかりいただけでしょうか。解除付という条件がついておるといってございます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

第1選挙区、1番の1件でございます。

1番、申請地、高良内町、畑、1,034m²、目的、太陽光発電設備を設置するもの
でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思
います。

審議番号1番は第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたい
と思います。

古賀副会長 審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは1番です。申請地は、明星
中学校から南東へ約150mのところに位置します。転用目的は、太陽光発電設備
となっております。農地区分については、市街化が見込まれる区域として市街地に
近接する区域であり、10Ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第
2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する浸透式ためますにより地下へ浸透させ
ます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲に畝を新設して土砂の流出を防ぎます。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長の承諾を得てあります。

以上、許可申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました
結果、転用については支障ないものと判断しております。御審議のほどよろしくお
願いいたします。

議 長 地元副会長からの報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお
願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。

続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

第2選挙区、1番から3番までの3件でございます。

1番、申請地、荒木町今、畑、129m²、目的、申請地を譲り受けて分家住宅を建築するものでございます。なお、農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、例外規定を適用しております。

2番、申請地、大善寺町宮本、田、305m²、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものでございます。農地区分は1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、例外規定を適用しております。

3番、申請地、安武町住吉、田、370m²、申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものでございます。農地区分は1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、例外規定を適用しております。

第3選挙区4番、8ページの5番の2件でございます。

4番、申請地、大橋町常持、田、380m²、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものでございます。なお、農地区分は1種農地でございますが、公益性が高いと認められる事業に供しており、例外規定を適用しております。

なお、この公益性、申請地の例外規定でございますけれども、土地改良事業により創設換地に見出された土地でございます。この見出された土地につきましては、例外規定が適用されております。

8ページをお願いいたします。

5番、申請地、山本町耳納、畑、295m²、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものでございます。

第4選挙区、6番から9ページ10番までの5件でございます。

6番、申請地、田主丸町殖木、畑、51m²、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものでございます。なお、農地区分は1種農地でございますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するもので、例外規定を適用しております。

7番、申請地、田主丸町豊城、畑、211m²、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

8番、申請地、田主丸町野田、田、264m²、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。なお、農地区分は1種農地でございますが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、例外規定を適用しております。

9番、申請地、田主丸町野田、田、264m²、同じく申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は1種農地でございますが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、例外規定を適用しております。

9ページをお願いいたします。

10番、申請地、田主丸町野田、田、185m²、申請地を取得し、進入路として利用するものです。農地区分は1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、例外規定を適用しております。

第5選挙区、11番から13番までの3件でございます。

11番、申請地、北野町八重亀、田、405m²、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。

12番、申請地、北野町石崎、畑、43m²、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は1種農地ですが、特別な立地条件を必要とする事業に供するもので、例外規定を適用しております。

13番、申請地、北野町中、田、155m²、申請地を借り受けて農業用倉庫兼自己用住宅を建築するものです。農地区分は1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供する物の例外規定を適用しております。

10ページをお願いいたします。

第6選挙区、14番、15番の2件でございます。

14番、申請地、城島町江上本、田3筆合計494.83m²、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、例外規定を適用しております。

15番、申請地、城島町江上、田2筆合計1,230m²、申請地を取得し、生活介護事業所を建築するものです。農地区分は1種農地ですが、公益性が高いと認められる

事業で例外規定を適用しております。

第7選挙区、16番から11ページの18番までの3件でございます。

16番、申請地、三潞町玉満、田、2筆合計の17.44m²、申請地を取得し、排水施設を設置するものです。

17番、申請地、三潞町玉満、田2筆合計80m²、申請地を借り受けて露天資材置場として利用するものでございます。

11ページをお願いいたします。

18番、申請地、三潞町玉満、田6筆合計2,936m²、申請地を取得し、宅地分譲（10区画）を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第2選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から報告を受けたいと思います。あとは順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

諸藤副会長 それでは、第2選挙区から報告いたします。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは2番です。申請地は荒木小学校から南西へ約1.7kmのところに位置しています。転用目的は、申請地を譲り受け、分家住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設されるためますを經由し、隣接する宅地内を通過して北側の既存水路へ放流されます。なお、隣接する農地の所有者からは承諾書をいただいております。

汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、雨水同様に北側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。申請地は、西鉄大善寺駅から北東へ約700mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね

10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設されるためますを經由して南側の上津荒木川へ放流されます。

汚水生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。申請地は、筑邦西中学校から北西へ約600mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設されるためます及び既存排水溝を經由して北側の道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、緩衝地を設ける計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

以上、3件の審査につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用やむなしと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

野村副会長 説明いたします。

審議番号4番、地図ナンバーは5番です。申請地は、大橋小学校より南へ約1kmのところ position しています。転用目的は、自己用住宅です。農地区分については、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地となりますけれども、土地改良事業に伴い、非農用地区域内に設定されており、公益性が高いと認められる事業として例外規定が適用されるものと判断しております。

雨水排水は、宅地内を自然流下し、北側道路側溝に排出し、汚水生活雑排水については合併浄化槽を經由して、同じく北側道路側溝に排出するという計画であります。

被害防除については、外周にコンクリートブロックを設置する計画となっており、周辺への影響はないと判断しております。地元自治会長及び耳納山麓土地改良区より水利承諾書を得ております。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは6番です。申請地は、屏水中学校より南へ約600mのところに位置しています。転用目的は、自己用住宅です。農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水及び汚水雑排水は、敷地内のためますより西側隣接宅地を經由して水路に放出するため、西側隣接水利者に排水同意を得ております。

被害防除については、外周に既存のコンクリートブロックを設置されており、周辺への影響がないと判断しております。地元水利組合長より水利承諾を得ております。また、土地改良区外となっております。

以上2件、地域審査会で現地を確認しまして、転用やむないという判断をさせていただきました。審議よろしく願いいたします。

以上です。

柳 副会長 第4選挙区から説明いたします。

審議番号6番、図面ナンバーは7番です。申請地は、田主丸総合支所から東に1kmのところに位置します。転用目的は、住宅の敷地拡張となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の広がりがある農地であり、1種農地ではありますが、農業の振興に資する施設に該当し、1種農地の例外規定を適用しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び東側の側溝に放流します。

また、汚水生活雑排水については発生いたしません。

周辺への被害防除は問題ありません。

水利関係承諾書につきましては、水利組合より承諾を得ております。

続きまして、審議番号7番、図面ナンバーは8番です。申請地は、田主丸総合支所から2.3kmのところに位置します。転用目的は、自己用住宅となっております。農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、東側の既存側溝に放流します。

また、汚水生活雑排水については、合併浄化槽にて処理した後、東側の既存側溝に放流します。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぎます。

水利関係承諾書につきましては、水利組合より承諾を得ております。

続きまして、審議番号8番、図面ナンバーは9番です。申請地は、田主丸総合支所から北西に1kmのところに位置します。転用目的は、自己用住宅となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の広がりがある農地であり、1種農地であります。農業の振興に資する施設に該当し、1種農地の例外規定を適用しております。

雨水排水につきましては、以下2議案に関して東側の既存側溝に放流します。

また、汚水生活雑排水については、以下2議案に関して東側の新設公共下水管に接続いたします。

被害防除につきましては、以下2議案に関し、周囲にL型擁壁を施し、土砂の流出を防ぎます。

水利関係承諾書につきましては、以下3議案に関し、大石堰土地改良区及び水利組合より承諾を得ております。

続きまして、審議番号9番、図面ナンバーは10番です。申請地は、田主丸総合支所から北西に1kmのところに位置します。転用目的は、自己用住宅となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の広がりがある農地であり、1種農地であります。農業の振興に資する施設に該当し、1種農地の例外規定を適用しております。

雨水排水と汚水生活雑排水及び被害防除、水利関係につきましては、前に述べたとおりです。

続きまして、審議番号10番、図面ナンバーは11番です。申請地は、田主丸総合支所から北西に1kmのところに位置します。転用目的は、進入路となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の広がりがある農地であり、1種農地であります。農業の振興に資する施設に該当し、1種農地の例外規定を適用しております。

雨水排水につきましては、周囲の新設側溝に放流します。

また、汚水生活雑排水については発生いたしません。

被害防除につきましても問題ありません。

以上、5件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろし

くお願いいたします。

日比生副会長 続きまして、第5選挙区でございます。

まず最初に、審議番号11番でございます。地図は12番でございます。申請の場所は、西鉄の金島駅より北西230mのところでございます。申請理由は、申請人が父親から申請地を使用貸借いたしまして、自己用住宅を建築するための転用申請でございます。

なお、既に現地の一部が施工済みであるために、農地法の遵守につきまして強く指導いたしまして、始末書を提出させております。

農地区分は、申請地が鉄道の駅からおおむね300m以内にあるため、第3種農地と判定いたしております。

被害防除は、隣接との境界には既存のコンクリートブロック及び新設コンクリートブロックで土どめ工事を行い、土砂の流出を防止する計画です。

雨水につきましては、自然流下及びためますを設け、西側の既設水路へ放流する計画でございます。

また、汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、西側の既設水路へ放流する計画です。地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意及び意見書をとってございます。それでは、次に行きます。審議番号12番、地図13番でございます。場所は、神代橋より東に約500mのところでございます。申請理由は、申請人が申請地を取得し、自己用の露天駐車場にするための転用申請です。

なお、既に現地が、これも施工済みでございまして、農地法の遵守につきまして強く指導をいたしまして、始末書提出をさせております。

農地区分は、申請地は10ha以上の広がりがある農地のため、第1種農地と判定いたしますが、既存の宅地の一部とするための敷地拡張でございまして、特別の立地条件を必要とするものとして、不許可の例外規定を適用いたしております。

被害防除は、隣接地との境界にはコンクリートブロックにより土どめ工事を行い、土砂の流出を防止しております。

雨水は、自然流下及び西側の既設水路へ放流します。

次に、審議番号13番、地図14番でございます。場所は、総合支所より北に1,600mのところでございます。申請人が父親から申請地を使用貸借いたしまして、自己用住宅兼農業用倉庫を建築するための転用申請です。農地区分は、申請地10ha以上の広がりがあるため第1種農地と判定いたしますが、集落に接続しておりまして、地

域農業の振興に資する施設認定をするものとして、許可の例外規定を適用いたしております。

被害防除は、隣接地との境界にはL型擁壁による土どめ工事を行い、土砂の流出を防止する計画です。

雨水につきましては、ためますを設け、西側の既設水路へ放流する計画です。

また、汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、西側の既設水路へ放流する計画です。地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意及び意見書をとってございます。

以上3件につきまして、委員全員で現地を確認いたしまして、問題ないことを確認いたしましたところでございます。御審議のほどよろしく願います。

以上です。

松延副会長 続きまして、第6選挙区の現地調査の結果について御報告いたします。

審議番号14番、地図番号は15番です。申請人は、****さんで、自己用住宅を建築しようとするものです。申請地は、10ha以上の広がりのある農地の一部で第1種農地と判断していますが、農業の振興に資する施設として不許可の例外に該当するものです。

被害防除計画については、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに東側水路に放流いたします。周囲にはブロックを設置し、土どめをするなど、特に問題はないと思われま。

また、土地改良区からの排水並びに転用同意も得ています。

城島地域審査会では、現地調査を行い、転用やむなしと判断いたしております。

続きまして、審議番号15番、地図番号は16番です。申請人は、****で、生活介護事業所を建設しようとするものです。申請地は、10ha以上の広がりのある農地の一部で、第1種農地と判断していますが、公益性が高いと認められる事業として不許可の例外に該当するものです。

被害防除計画については、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに南側水路に放流いたします。

また、周囲にはブロックを設置し、土どめをするなど、特に問題はないと思われま。

土地改良区からの排水並びに転用同意も得ています。

城島地域審査会では、現地調査を行い、転用やむなしと判断しております。

以上、2件の御審議よろしく願います。

廣重副会長 では、第7選挙区のほうから3件について説明をいたします。

審議番号16番、図面番号17番について説明をいたします。申請地は、犬塚校区の玉満地区で、西鉄犬塚駅から南東へ約220mに位置し、農地区分は第3種農地と判定をしております。転用目的は、ためますとU字溝を設置し、排水施設として利用するものです。申請地につきましては、既に排水施設として利用しており、始末書つきの申請書となっております。

三潞地域審査会は、申請に対し、農地法を遵守し、今後このようなことがないように既に指導いたしております。

被害防除につきましては、ためますを設置し、南側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得ております。

三潞地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

続きまして、2件目、審議番号17番、図面番号18番について説明をいたします。申請地は、犬塚校区の玉満地区で、西鉄犬塚駅から南東へ約220mに位置し、農地区分は第3種農地と判定をしております。転用目的は、申請地を取得して、露天資材置場として拡張用地として利用するものです。

申請地につきましては、既に造成されており、始末書つきの申請書となっております。三潞地域審査会は、申請に対し、農地法を遵守し、今後このようなことがないように強く指導いたしております。

被害防除につきましては、雨水は自然流下とし、西側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得ております。

三潞地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

続きまして、3件目、審議番号18番、図面番号19番について説明をいたします。申請地は、犬塚校区の玉満地区で、犬塚駅から南西へ約100mに位置し、都市計画区域に規定する用途地域内にある農地であり、農地区分は第3種農地になります。転用目的は、申請地を取得して、宅地分譲用地として利用するものです。

被害防除につきましては、周囲をコンクリートブロックにより土どめを行い、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水はためますを設置し、南側道路側溝へ放流されるため、特に問題はないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得ております。

三潞地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。以上、3件について皆様方も御審議よろしくお願いいたします。
以上です。

議 長 以上で地元副会長からの報告が終わりました。
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。
続きまして、「第4号議案 非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

「第4号議案 非農地証明について」

非農地証明願が提出されましたので付議いたします。

第1選挙区、1番の件でございます。

申請地、小森野6丁目、田2筆合計212m²、現況、宅地でございます。建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第4号議案 非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者
名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録
申請について」
農地の適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出され
ましたので付議いたします。
第5選挙区、1番、1件です。
申請人、****、経営面積4万8,751m²。農用地利用計画に従い利用すると認
められます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は
挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の設定及びあっせん議員の指名について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いいたします。
「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」
あっせんを申出書の提出がありましたので付議いたします。
第2選挙区、1番、1件です。
1番、申出人、津福本町、****、所有者からの申し出です。対象地、荒木町下荒木、3,512m²、あっせん委員は安徳高輔委員、山口好秀委員です。
第3選挙区、2番、3番の2件です。
2番、申出人、糟屋郡篠栗町大字尾仲、****及び北野町中、****、山川神代3丁目、****、所有者からの申し出です。対象地、太郎原町、田2筆計4,224m²、あっせん委員は池田三喜委員、田中正満委員です。
3番、申出人、大橋町常待、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、大橋町常待、田畑5筆計8,891m²、あっせん委員は田中正満委員、原一夫委員です。
15ページをお願いいたします。
第5選挙区、4番から7番までの4件です。
4番、申出人、北野町今山、****、所有者からの申し出です。対象地、北野町十郎丸1,199m²、あっせん委員は菰田盛行委員、猪口峯子委員です。
5番、申出人、北野大城、****、名簿登録者からの申し出です。北野町金島、田5筆計7,357m²。あっせん委員は久佐木利光委員、吉富巧委員です。
6番、申出人、北野町石崎、****。名簿登録者からの申し出です。対象地、北野町十郎丸、田2筆計8,331m²、あっせん委員は菰田盛行委員、猪口峯子委員です。
7番、申出人、北野町鳥巢、****。所有者からの申し出です。北野町鳥巢、北野町高良、畑、田6筆計7,290m²。あっせん委員は権藤年明委員、菰田盛行委員です。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。続きまして、「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをお願いいたします。

「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められましたので付議いたします。

1、所有権移転、9件。2、利用権設定、641件。3、利用権設定（期間借地）、120件となっております。

17ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1選挙区、1番、1件です。

1番、宮ノ陣町五郎丸、田、92m²、推進機構からの買い入れとなります。

第2選挙区、2番、3番の2件です。

2番、所在、大善寺町中津、田、219m²、推進機構からの買い入れとなります。

3番、所在、荒木町荒木、田3筆計6,124m²、推進機構からの買い入れとなります。

第3選挙区、4番の1件です。

4番、所在、善導寺町与田、田、1,447m²、推進機構からの買い入れとなります。

18ページをお願いいたします。

第5選挙区、5番から7番までの3件です。

5番、所在、北野町今山、田、3,394m²、推進機構からの買い入れとなります。

6番、所在、北野町金島、田、1,962m²、推進機構からの買い入れとなります。

7番、所在、北野町高良、田2筆計1,715m²、推進機構への売り渡しとなります。
第6選挙区、8番、9番の2件です。

8番、所在、城島町江上本、田4筆計7,743m²、推進機構からの買い入れとなります。

9番、所在、城島町江島、田2筆計3,629m²、推進機構からの買い入れとなります。

19ページをお願いいたします。

2、利用権設定（通年作）となります。こちらに関しては、総計のみ説明させていただきます。

19ページ右下の総計と書いてある表をごらんください。

契約件数641件、筆数1,515筆、設定面積214万5,158.03m²となっております。

20ページをお願いいたします。

3、利用権設定（期間借地）になります。

こちらにつきましても、総計のみ説明させていただきます。

20ページ右下、総計と書いてある表をごらんください。

契約件数120件、筆数282筆、設定面積52万7,680.58m²となっております。

以上、所有権移転、1番から9番及び利用権設定、通年作分641件、期間借地分120件につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

以上をもちまして、議案の審議を終わります。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

「報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の撤回願について」

「報告第5号 農地移動適正化あっせん事業について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、早速ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

したがって、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「なしの声」

議長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたします。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、23番、古賀義近委員、40番、市川範子委員をお願いいた

します。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会といたします。